

広陵町難聴児補聴器購入費助成金の交付に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児の健全な発達を支援するため、補聴器購入費用の一部を助成することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「補聴器購入費」とは、別表に定める機種の補聴器を新たに購入又は更新する経費をいう。

(助成対象)

第3条 本事業における補聴器購入費の助成を受けることができるのは、次に掲げる要件を全て満たす18歳未満の難聴児（以下「助成対象児」という。）とする。ただし、当該助成金により購入した補聴器の更新にあつては、別表に定める耐用年数を経過した場合に限る。

(1) 町内に住所を有すること。

(2) 両耳の聴力レベルが30デシベル以上70デシベル未満であつて、身体障害者手帳の交付の対象とならないもの。

(3) 補聴器の装用により、言語の習得等に一定の効果が期待できると医師が診断するもの。

2 前項に規定する助成対象児が、身体障害者手帳の交付対象となる可能性のある場合には、あらかじめ身体障害者手帳の交付手続きを行うものとする。

(対象除外)

第4条 助成対象児及び助成対象児の保護者の属する世帯の世帯員

のうち最多市町村民税所得割額納税者の市町村民税所得割課税額が46万円以上である場合にあっては、助成対象としない。

(対象補聴器)

第5条 助成の対象となる補聴器の種類、1台当たりの基準額（以下「基準額」という。）及び耐用年数は、別表に掲げるとおりとする。

(助成金の算定基礎)

第6条 この助成金の算定基礎となる額は、補聴器購入費として町長が必要と認める額と基準額とを比較して少ない方の額とする。

2 補聴器は、装用効果の高い側の耳に片側装用を原則とし、教育・生活上等真に必要と医師が診断した場合は両耳に装用することができるものとし、その場合の助成金の算定基礎となる額は、左右それぞれの耳について補聴器購入費として町長が必要と認める額と基準額とを比較して少ない方の額とする。

(助成金の交付額)

第7条 助成金の交付額は、前条に定める額の3分の2（1,000円未満の端数は、切り捨てるものとする。）とする。

(申請手続)

第8条 助成金の交付を希望する助成対象児の保護者（以下「申請者」という。）は、広陵町難聴児補聴器購入費助成金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に以下に掲げる書類を添えて、町長に申請するものとする。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（平成17年法律第123号）第59条第1項に定める指定自立支援医療機関又は知事が指定した医療機関の医師が、助成対象児

の聴力検査を実施し交付した広陵町難聴児補聴器購入費助成金
交付意見書（様式第2号。以下「意見書」という。）

(2) 前号の意見書に基づき、補聴器販売業者が作成した見積書

(3) 身体障害者手帳の交付の対象となる可能性のある助成対象児
にあつては、第3条第2項の手續による身体障害者手帳交付に
かかる却下決定通知書の写し

(4) その他町長が必要と認める書類
(所得調査等)

第9条 町長は、調査書（様式第3号）を作成するとともに、助成
対象児の属する世帯全員の所得状況を調査し、第4条に規定する
助成対象外に該当しないことを確認するものとする。

(交付決定)

第10条 町長は、前条の規定による交付申請の内容を審査し、助
成金の交付又は不交付を決定し、広陵町難聴児補聴器購入費助成
金交付（不交付）決定通知書（様式第4号。以下「交付決定通知
書」という。）により申請者に通知するものとする。

(決定の取消し)

第11条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、助成の
決定を取り消すことができる。

(1) 偽り又は不正の手段により補聴器購入費助成金の交付を受け
たとき。

(2) 補聴器を助成目的に反して使用し、譲渡し、貸与し、又は担
保に供したとき。

(3) その他補聴器の助成が不相当と町長が認めるとき。

(補聴器の購入)

第12条 交付決定者（第10条の助成金の交付決定を受けた申請者をいう。以下同じ。）は、助成金交付決定後速やかに、補聴器販売業者において補聴器を購入するものとする。

（助成金の請求）

第13条 前条の規定により補聴器の購入を行った申請者は、領収書を添えて、広陵町難聴児補聴器購入費助成金請求書（様式第5号）により町長に助成金を請求するものとする。

（助成金の支払）

第14条 町長は前条の請求があったときは、内容を審査の上、適当と認めるときは、助成金を交付するものとする。

（代理受領）

第15条 町長は、第13条の規定にかかわらず、交付決定者に支給する額の範囲内において、交付決定者に代わり交付決定者が購入する補聴器販売業者に支払うことができる。

2 前項の場合にあっては、町長は交付決定者に対し、交付決定通知書のほか広陵町難聴児補聴器購入費助成金支給券（様式第6号。以下「支給券」という。）を発行するものとする。

3 前項の支給券の発行があったときは、交付決定者は速やかに補聴器販売業者において、広陵町難聴児補聴器購入費助成金代理受領に係る補聴器購入費支払請求書兼委任状（様式第7号。以下「請求書兼委任状」という。）を作成し、支給券を引渡すとともに自己負担額を支払い、補聴器を購入するものとする。

4 前項の場合にあっては、補聴器販売業者は、請求書兼委任状及び支給券を町長に提出するものとする。

5 町長は、補聴器販売業者から請求書兼委任状及び支給券の提出

があったときは、提出された請求内容を審査の上、原則として請求のある都度、補聴器販売業者に請求金額を支払うものとする。

(関係帳簿の作成)

第16条 町長は、補聴器購入費助成金の交付に当たっては、難聴児補聴器購入費助成台帳（様式第8号）を備え、必要な事項を記載するものとする。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。